

■対象となる業種・企業の規模等

○中小企業者

次の業種ごとに定める「資本の額若しくは出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のどちらか一方の条件を満たす方が融資制度の対象となります。(農業、林業、漁業及び遊興娯楽などの一部の業種は対象となりません)

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本の額若しくは出資の総額	常時使用する従業員の数	
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
上記以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

※ NPO 法人も対象に含まれます。  
※ さらに細かい業種によっては、上記の条件と異なる場合がありますので、お問い合わせください。

○組合等

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合などの組合（それぞれの連合会を含みます）

お申込み手続きは

■あっせん申込み

○資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、以下の書類を添えて地元商工会議所又は商工会に「融資あっせん」の申込みをしてください。

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可能です。  
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可能です。

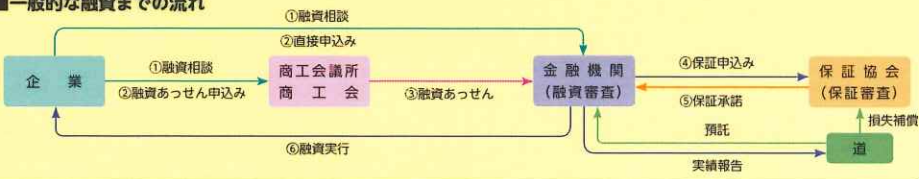
- ・最近2か月分の決算書
- ・見積書又は契約書（設備資金の場合）
- ・商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・資金ごとに定める計画書など

■直接申込み

○以下の貸付は、取扱金融機関へ直接申込みことができます。

- ・企業体質強化貸付
- ・経営環境変化対応貸付【認定企業】ア
- ・コロナ克服サポート貸付
- ・一般貸付
- ・小規模企業貸付

■一般的な融資までの流れ



お問い合わせ先

北海道

経済部 地域経済局 中小企業課	011-204-5346	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目
空知総合振興局 商工労働観光課	0126-20-0061	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局 商工労働観光課	011-204-5827	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局 商工労働観光課	0136-23-1362	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局 小樽商工労働事務所	0134-22-5525	〒047-0033	小樽市富岡1丁目14番13号
胆振総合振興局 商工労働観光課	0143-24-9589	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局 商工労働観光課	0146-22-9281	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東道56号
渡島総合振興局 商工労働観光課	0138-47-9459	〒041-8558	函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局 商工労働観光課	0139-52-6641	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局 商工労働観光課	0166-46-5940	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局 商工労働観光課	0164-42-8440	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局 商工労働観光課	0162-33-2925	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27
オホーツク総合振興局 商工労働観光課	0152-41-0636	〒093-8585	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局 商工労働観光課	0155-27-8537	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局 商工労働観光課	0154-43-9181	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局 商工労働観光課	0153-24-5619	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28番地

北海道経済部

2024.7

# 北海道の融資制度

道の融資制度は、金融機関の窓口を通じて中小企業者等の方々に融資をするものです。道が金融機関に資金の一部を預けることにより、道の定める低い利率で融資を受けることができます。

「道内どの地域でも」、「どの金融機関からも」、「同一の条件で」ご利用いただけます！

目的	特徴・対象者等	貸付メニュー
創業期に	道内で事業を開始したい方・事業開始後、5年未満である方	創業貸付
前向きな取組に	事業規模の拡大、経営の効率化などに取り組みたい方	ステップアップ貸付
	食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業などの分野における新事業展開やITツール導入などに取り組みたい方	ステップアップ貸付【政策サポート】
	ゼロカーボン・チャレンジャーに登録した方	ステップアップ貸付【ゼロカーボン】
事業承継に	観光施設の新増設、観光客の受入体制の整備を行いたい方	ステップアップ貸付【観光・企業立地】
	工場や事務所などの増設を行いたい方	
事業承継に	事業承継を行いたい方	事業承継貸付
経営改善・事業再生に	経営改善・事業再生に取り組みたい方	
	公庫の資本性劣後ローンに合わせて融資を受けたい方	企業体質強化貸付
経営の安定化に	景気の低迷等により、売上げが減少している方	経営環境変化対応貸付
	原料等価格の高騰の影響を受けている方	経営環境変化対応貸付【原料等高騰】
	セーフティネット保証制度の認定を受けた方	経営環境変化対応貸付【認定企業】
	災害により経営に支障が生じている方	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
	コロナ克服に向けた取組をしたい方	コロナ克服サポート貸付
防災、減災・耐震改修に	あらかじめ災害等に備えたい方	防災・減災貸付
	耐震改修対策に取り組みたい方	防災・減災貸付【耐震改修対策】
一般的な事業資金に	一般的な事業資金が必要な方	一般貸付
	従業員20人以下の小規模企業者の方	
	短期の運転資金が必要な方	小規模企業貸付

取扱金融機関

- ・北海道銀行・北洋銀行・道外本店銀行の道内支店
- ・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
- ・農林中央金庫・北海道信用農業協同組合連合会

詳細はこちらから



(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/>)

北海道 制度融資

検索

# 令和6年度(2024年度) 中小企業総合振興資金一覧

令和6年(2024年)7月1日現在

資金名	貸付区分/枠	融資対象 (融資対象のどの区分に該当するか不明な場合は、お問い合わせください)	融資条件							
			資金使途 (※は保証融資等からの借り換えも可能です※一部例外の場合はあります)	融資金額 (既往の融資残高を含めた積戻額となります)	融資期間	融資利率(年率)			申込方法	
						固定金利 (借り入れた額の金利が完済するまで変わりません)	変動金利 (市場動向に応じて半年間に変動金利が変動するまで変わりません)	信用保証		
ライフステージ対応資金	創業貸付	(1)	事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6か月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※( )内は、認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合	3,500万円以内	1年超10年以内 (うち措置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	必須	あっせん申込み	
		(2)	中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの							
		(3)	事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過しないものが創業主となり、新たに会社(中小企業者に限る)を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業主が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの							
		(4)	信用保証協会の「スタートアップ創出促進保証」の対象となるもの							
	ステップアップ貸付	(1)	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等	8,000万円以内	1年超10年以内 (うち措置1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	任意		
		政策サポート	(2)~(7)							道の経済施策に基づく分野の事業に取り組み中小企業者等 対象分野~「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商売」及び「事業活性化(経営革新、雇創、生産性向上、IT活用、表彰)」
		ゼロカーボン	(8)							ゼロカーボン北海道の実現に、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者又は、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等
		観光・企業立地	(9)							道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの
	事業承継貸付	(1)	道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進補助金の対象業種(対象業種：製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業)	8億円以内 (うち運転資金2億円以内)	1年超15年以内 (うち措置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意		
		(2)	道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進補助金の対象業種(対象業種：製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業)							
企業体質強化貸付	(1)	既に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業承継が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等	1億円以内	1年超10年以内 (うち措置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意			
	(2)	信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等 (事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの)								
経済環境変化対応資金	経営環境変化対応貸付	(1)	日本公債における新型コロナウイルス感染症対策支援資金貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協賛支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等	5,000万円以内	1年超10年以内 (うち措置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意		
		(2)	信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象となる中小企業者等(各種再生支援機関による支援やガイドラインを受け策定した再生計画に基づき事業再生に取り組む中小企業者等)							
		(3)	最近3か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等							
		(4)	最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高が前年度の売上高に比べ減少している中小企業者等							
	原料等高騰	(1)	最近3か月の売上原価率が前年同期に比べ増加している中小企業者等	1億円以内	1年超10年以内 (うち措置2年以内)	5年以内 1.0% 10年以内 1.2%	1.0% (3年超に限る)	任意		
		(2)	最近1か月の売上原価率が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等							
	認定企業	(1)	原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの	2億円以内	1年超10年以内 (うち措置3年以内) ※特例中小企業者は2年以内	5年以内 1.0% 10年以内 1.2%	1.0% (3年超に限る)	任意		
		(2)	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること							
	災害復旧	(1)	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること	1億円以内	1年超10年以内 (うち措置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	必須		
		(2)	災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること							
コロナ克服サポート貸付	(1)	地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	1億円以内	1年超10年以内 (うち措置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意			
	(2)	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証」の対象となる中小企業者等(コロナ克服に向けた取組を行う中小企業者等)								
防災・減災貸付	(1)	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること	16億円以内	1年超10年以内 (うち措置2年以内)	3年以内 1.0% 5年以内 1.2% 7年以内 1.4% 10年以内 1.6%	1.0% (3年超に限る)	必須			
	(2)	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であること								
耐震改修対策	(1)	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確保する必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(重要安全確認大規模建築物)を所有する者	8,000万円以内 (協同組合2億円以内)	1年超10年以内 (うち措置1年以内)	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%	1.5% (3年超に限る)	任意			
	(2)	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確保する必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(重要安全確認大規模建築物)を所有する者								
一般経営資金	一般貸付	(1)	中小企業者等	5,000万円以内	1年超10年以内 (うち措置1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	必須		
		(2)	信用保証協会の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」の対象となる中小企業者等							
	小規模企業貸付	(1)	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等)	2,000万円以内 (既存の信用保証協会の保証付融資残高(保証金においては融資残高)が2,000万円未満であるもの)	1年超10年以内 (うち措置1年以内) ※短期(1年以内)の利用可(短期の場合、一括償還可)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	必須		

● NPO法人は中小企業総合振興資金の対象となりますが、創業貸付及び小規模企業貸付【小口】(医療を主たる事業とするNPO法人を除く。)は対象外となります。  
● 金融機関及び信用保証協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。